

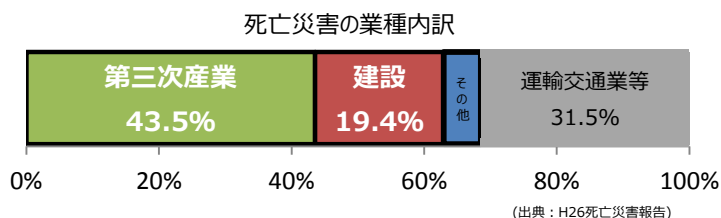
# 交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

## 交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

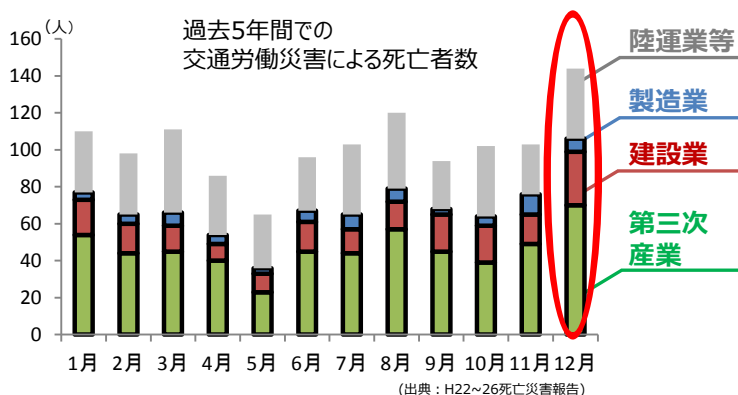
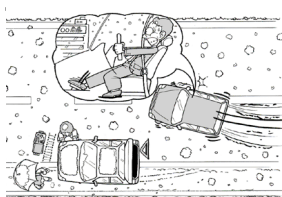
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



## 交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



## <災害事例>

| 原付で訪問途中<br>(1名死亡)                                                | 現場へ向かう途中<br>(7名負傷)                                                                      | 施設利用者送迎中<br>(1名死亡6名負傷)                                                                   | 新聞配達の自転車<br>(1名死亡)                                                               |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。 | 早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。 | 事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。 | 夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。 |



# すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

## 二輪車に必要な配慮

### ☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

## 特に冬期に必要な配慮

### ☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

### ☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

## 自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

### ☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

### ☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

### ☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

### ☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

### ☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

### ☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。